



島根県報

令和2年11月10日（火）

号外 第 132 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第657号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町亀嵩636番11地先から同613番10地先まで	前	メートル 9.84～ 18.83	メートル 313.96	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	メートル 11.05～ 27.07	メートル 313.96		

島根県告示第658号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	横田多里線	仁多郡奥出雲町大呂1996番127地先から同1996番100地先まで	メートル 70.00	令和 2 年 11月10日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	